

(平成27年1月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成23年9月26日とされ、同日から24年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日に係る記録を23年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年9月は24万円、同年10月から24年6月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年9月26日から24年7月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録は年金額の計算の基礎とならないものとなっている。同社は、資格取得日を平成23年9月26日とすべきところ、誤って25年4月1日として届出したことに気付き、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る給与台帳及びタイムカード並びに同社の回答から、申立人は、平成23年9月26日から同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記給与台帳において確認で

きる厚生年金保険料控除額から、平成23年9月は24万円、同年10月から24年6月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の被保険者資格取得に係る届出を年金事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に平成19年9月30日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答により、申立人は、平成19年9月30日まで同社に勤務していたと認められる。

また、A社は、給料の支払方法は末日締め翌月5日払いであり、申立人の申立期間に係る賃金台帳又は給料支払明細書の控え等を保管していないが、申立期間に係る給与から、前月分と同額の厚生年金保険料を控除したと思う旨回答しているところ、申立人から提出された申立期間の前3か月分の給料支払明細書から標準報酬月額18万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社から提出された申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚に係る給料支払明細書(控)によると、申立期間に係る給与から前月分と同額の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主の回答並びに上記3か月分の給料支払明細書及び上記同僚の給料支払明細書(控)から確認できる保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立人の資格喪失日に係る届出を誤ったことを認めていることから、事業主が資格喪失日を平成19年9月30日と届け、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 23 年 12 月 10 日における標準賞与額に係る記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 10 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 61 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 12 月 14 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録は年金額の計算の基礎とならないものとなっている。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与明細書及び申立人の取引金融機関から提出された取引明細書により、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、10 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を年金事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年10月1日まで  
厚生年金基金より、平成9年10月から10年9月までの期間に係る標準報酬月額と国の被保険者記録に不一致があるとの連絡を受けたため、当時の給与明細書を調べたところ、国の記録が誤りであることが判明したので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録では、20万円とされているが、A社が加入しているB厚生年金基金から提出のあった加入員台帳の写し及びC健康保険組合の回答では、平成9年10月の定時決定により22万円と記録されており相違している。

また、B厚生年金基金及びC健康保険組合の回答によれば、申立期間当時、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険に係る算定基礎届は、複写式の届出用紙であり、事業所からの届出の受付は健康保険組合で行い、健康保険組合から厚生年金基金及び社会保険事務所へ同一のものを回送していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（22万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和59年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月20日から同年7月21日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事業所には、昭和59年7月20日まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたA事業所に係る給料明細書により、申立人は、申立期間もA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所の現在の事業主は、申立期間当時の保険料の納付状況を知る担当者が在職していないため、保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年7月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月18日から同年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社のグループ会社であるB社からA社への異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の人事略歴及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間においてB社及びA社に継続して勤務し（昭和63年7月18日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年8月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社に係る資格取得日について誤った届出を行ったことを認めており、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年3月31日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給料額に見合う標準報酬月額と相違しているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年3月31日）の後の平成5年4月7日付けで、遡って38万円に減額訂正処理されていることが確認できる上、申立人と同様に、標準報酬月額が同日に減額訂正処理されている者が複数人確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、申立人は取締役であったことが確認できるが、同社の他の取締役及び同僚は、申立人は現場監督の業務に従事し、社会保険の届出事務に関与していなかった旨供述していることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正処理する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月29日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社本店から同社B出張所への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る在籍証明書、雇用保険の加入記録及びC国民健康保険組合の回答書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社本店から同社B出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社は、同社が保管する人事資料では、昭和36年5月25日と記載されているが、厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日は、同年6月1日と考えられる旨回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から5年9月まで

私は、平成3年7月に会社を退職し、失業保険の手続をしたときに国民年金への加入を勧められ、同年同月頃にA区で国民年金の加入手続を行ったが、お金がなく、国民年金保険料は納付することができなかった。その後、ゆとりができた4年7月頃から、申立期間の保険料を遡って何回かに分けて銀行で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成3年7月頃にA区で国民年金に加入し、4年7月頃から申立期間の国民年金保険料を遡って何回かに分けて銀行で納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号に係るオンライン記録の資格取得の処理日（7年4月4日）から、7年4月頃にB区で払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該手帳記号番号が払い出されるまで国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

なお、申立人は、所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 平成3年7月21日」と記載されていることをもって平成3年7月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、当該記載は国民年金の強制加入被保険者となるべき時期を示すものであり、加入手続時期を特定するものではない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東東京（埼玉）国民年金 事案 14083（事案 10841、12824 及び 13490 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 50 年 3 月まで

私は、これまで3回にわたり、「私の父は、私が 20 歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。当時は寺院の住職が市の委託を受けて集金をしていたので未納のはずはない。」旨申し立ててきたが、年金記録の訂正は認められなかった。

しかし、委員会の判断の理由に納得できないため、もう一度きちんと調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、20 歳になった時（昭和 45 年\*月）に申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 10 月に払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 23 年 5 月 18 日付け、24 年 2 月 8 日付け及び同年 10 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいては、申立人から新たな資料等の提出は無く、そのほかに年金記録確認 A 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から56年6月まで

私は、会社を退職した昭和51年7月頃に区の出張所で国民年金の加入手続を行い、近くの金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していた。申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和51年7月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、58年7月に払い出されており、申立人は、現在所持する上記手帳記号番号が記載されている年金手帳以外の手帳を所持したことはないとしているなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、当該手帳記号番号が払い出されるまで国民年金に加入しておらず、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月31日から23年3月1日まで

A社B支店及びC社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。終戦後GHQの命令により昭和22年11月にA社は解散したが、当時の同社の上司が解散と同時に設立したC社に継続して勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社B支店からC社に移行した際の厚生年金保険の加入記録に申立人と同様の空白期間があり、かつ、申立期間はC社に勤務していたとする複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間にC社に継続して勤務していたと推認できる。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和23年3月1日(以下「新適日」という。)に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社B支店及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、C社において新適日に被保険者資格を取得した者のうち、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和22年8月20日以前に同社において被保険者資格を喪失した者全員(上記複数の従業員を含む。)に、申立人と同様の空白期間があることが確認できる。

さらに、現在のD社は、同社は昭和22年7月に設立されたE社が核となり、32年8月にC社と合併した後、34年にD社に名称変更したもので、解体させられた申立事業所のA社とは全く別の会社であり、申立人については、C社との合併により入社してい

ることはデータベースで確認できたが、申立期間の記録に関しては不明である旨回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、上記複数の従業員は、「申立期間に係る給与明細書を保有しておらず、保険料控除についても不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月から 56 年 7 月まで  
② 昭和 56 年 7 月から 57 年 6 月 1 日まで

A社（現在は、B社）で勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

A社では、勤務場所は証券会社で、事務の仕事をしていたが、同社から給与を支給されていた。また、C社では、データ入力業務をしており、金融機関の預金通帳に同社からの振込記録があるため、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社は、当時の資料等は保存していない旨回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、自身と同じ職場で勤務していた同僚は4人いたとしているが、当該4人の氏名を記憶しておらず、他の従業員への照会を希望していないため、これらの者から、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人の申立期間①に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、A社に係る事業所別被保険者名簿の当該期間における健康保険証の番号に欠番は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人から提出された金融機関の預金通帳（写し）の記録から、勤務期間は特定できないが、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社に係るオンライン記録によると、同社は、平成 21 年 3 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先が不明であることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認するこ

とができない。

また、申立人は、C社における同僚の氏名を記憶しておらず、他の従業員への照会を希望していないため、これらの者から、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人の申立期間②に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、C社に係る事業所別被保険者名簿の当該期間における健康保険証の番号に欠番は見当たらない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成元年9月まで  
A社に作業員として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間の一部を含む昭和63年1月21日から平成元年5月31日までの期間、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社から提出された申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しによると、年金整理番号に欠番は無く、申立人の氏名の記載は確認できない上、同社は、申立人が厚生年金保険の被保険者となることを希望しなかったことから、申立人に係る資格取得届を提出していない旨回答している。

また、A社は、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて、従業員全員を加入させていたわけではなく、希望者のみを加入させており、加入を希望しない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかったとしている。

さらに、申立人がA社で一緒に勤務していたとする同僚は、オンライン記録において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を確認することはできない。

加えて、オンライン記録により、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員のうち、連絡先の判明した20人及び上記同僚に申立期間に係る同社の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答のあった6人のうち、2人は希望制であった旨回答しており、4人は不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月から30年3月まで

A社B工場に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同工場では事務員等として勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場に勤務していたと主張している。

しかしながら、A社は、昭和40年以前に勤務していた従業員に係る資料を一部保管しているが、申立人に係る資料は無いと回答しており、申立人の同社B工場における勤務実態及び申立期間当時の厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

また、申立人は、A社B工場の上司として二人の姓のみを記憶しているが、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該上司を特定することができず、当該上司から、申立人の同社同工場における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

さらに、上記名簿から、申立期間当時にA社B工場において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したものの、いずれの者も申立人を記憶しておらず、申立人の同社同工場における勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 27 日まで

A 育英奨学会制度を利用し、B新聞C専売所（以下「C専売所」という。）の従業員として新聞配達をしながら大学に通学していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にC専売所で勤務していたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 育英奨学会が保有していた申立人の在籍に関する資料並びにC専売所の上司及び同僚の供述から、申立人は、申立期間当時、A 育英奨学会の奨学生として大学に通学しながらC専売所で勤務していたことは推認できる。

また、C専売所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、厚生年金保険の適用事業所となった記録が無いところ、申立人の上司は、C専売所の従業員については、親事業所であるB新聞D専売所（以下「D専売所」という。）において厚生年金保険に加入させていたとしており、D専売所に係る事業所別被保険者名簿では、申立人が名前を挙げた 11 人の従業員のうち、当該上司を含む 5 人の被保険者記録が確認できる。

しかしながら、申立期間当時のD専売所の事業主、C専売所の所長及び申立人の上司が社会保険事務を担当していたとするD専売所の事業主の長女は、いずれも連絡先が不明な上、現在のD専売所の事業主は、当時の資料は無く、申立人の厚生年金保険の取扱いについては何も分からない旨回答していることから、申立人のC専売所での厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、C専売所及びD専売所で勤務していた複数の従業員の供述から、両専売所の従業員は合わせて 20 人から 30 人いたことが認められるところ、D専売所に係る事業所別被保険者名簿によると、厚生年金保険の新規適用日である昭和 41 年 9 月 1 日に 23 人が被保険者資格を取得しているものの、申立人がC専売所に入所した 43 年 4 月以降の 3

年間に当該名簿において資格取得している者はおらず、申立期間を通して被保険者数が4人から15人で推移していることが確認できる上、申立人が名前を挙げた上記11人の従業員のうち、奨学生3人を含む6人の被保険者記録が確認できないことから、C専売所では、申立期間当時、必ずしも従業員全員をD専売所において厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

さらに、上記名簿において、申立人の同僚がC専売所に入所したとする日から2年以上経過後に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるが、同人は、厚生年金保険の未加入期間に給与から保険料を控除されたことは無い旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。